

明治維新

——天皇制絶対主義の成立と再編 (1)——

那 須 宏

はじめに

絶対主義は、典型的には、封建制から資本主義への過渡期に、イギリス・フランスで成立した政治形態である。一般に、イギリスではヘンリー7世（在位1485～1509年、以下同じ）、フランスではルイ11世（1461～83年）のころから、絶対主義国家の時代がはじまったとされている。こうした政治形態は、他の諸国にも、さまざまな特殊性をともないながら出現した。すなわち、フリードリッヒ大王（1740～86年）にはじまるプロイセンの絶対主義、ピョートル大帝（1682～1725年）にはじまるロシアの絶対主義（ツァーリズム）、日本における天皇制絶対主義が、それである。絶対主義は、国によって成立の事情、その役割を異にするが、イギリス・フランスにみられる古典的形態の特徴は、つぎのように要約することができる。

西ヨーロッパの絶対主義は、封建的土地所有の一定度の解体と、その胎内における資本主義の発生（農民的商品経済の展開を基礎とする資本制の発生、経済発展段階では小営業段階の末期）を前提とし、これにともなう封建的危機（領主制の危機）を全国的規模で克服し、改革派領主層のヘゲモニーのもとで、封建制を再編成する統一権力として成立した。封建的危機への対応としての絶対主義は、封建社会の最後の段階にあらわれる、封建国家の最高の形態である。それは、封建的危機の妥協的解消のうえにたつ権力であり、封建制の廃棄をめざす権力ではない。絶対主義国家の階級の本質は、封建地主階

級の独裁である。そして、その物質的基礎は「半封建的土地所有制」すなわち地主制（都市商人層による特権的マニファクチュア＝閥屋制支配の体系はその派生形態）であり、したがってまた、階級的基礎は半封建的土地所有者階級（地主・特権商人）であり、その社会的基礎は自営小農民・小手工業者・小商人である。

絶対主義が封建国家の最終かつ最高の形態といわれるのは、絶対主義国家のもとで封建的集中が完成され、領主的・分権的な国家にかわって主権的・集権的な統一国家が形成されるからである。領主制のもとで一体化されていた土地所有と経済外強制の体系が分離されて、旧領主層はもはや政治的な支配権をもつ「領主」ではなく、たんなる私的地主にすぎない地代収得者となり、個別領主から分離された経済外強制の体系は絶対君主の手に集中され、独占される。かつて個々の領主がもっていた公権力（その中核は領主裁判権）は、絶対君主によって剥奪され、抽象化されて、統一的な国家権力に昇化されるのである。そして、この強大な権力を行使するために、君主にのみ直屬し、君主にたいしてのみ責任を負う、強力な国家機構（軍隊・警察をふくむ官僚組織）がつくられる。それは、被支配階級である農民・手工業者はもちろんのこと、支配階級の上層部にたいしてさえも、相対的に高度な独自性をもっている。

このような絶対主義国家の超階級的な外見にもかかわらず、その権力機構は封建地主階級の独裁の強固な背骨をなしており、その政策は地主・特権商人の一般的な利益の擁護を目的としている。したがって、絶対主義国家の主要な機能は、農民的商品経済を基盤とする下からの資本主義の発展を阻止し、封建的＝共同体的再生産機構を維持して、これにたいする農民・手工業者層の反乱を抑圧することにある。しかし、絶対主義は、封建制の矛盾を除去するものではなく、それをみずからの胎内にもち越して、より拡大された規模で再生産するにすぎない。すなわち、直接生産者を基盤とする資本主義経済の発展は、封建的＝共同体的再生産機構を根底から掘りくずしながらす

すみ、究極において、絶対王制およびその支配階級がよってたつ封建的諸関係を崩壊させる。もちろん、この過程で絶対主義は、下からの農民的なブルジョア経済の発展を押えるべく、上からの「ブルジョア的」進化を実施せざるをえず、商人資本から転生した農奴主的資本を育成する。このような、「生産者が商人および資本家になる道」と「商人が生産者を直接に支配する道」との対抗、つまり資本主義的進化の二つの道の対抗は、本来的マニファクチュア段階にはいつてから、市民革命によって終結される。市民階級の指導によって絶対主義国家が打倒され、封建的諸関係が廃棄されて、ブルジョア国家が成立するのである。

以上のような古典的形態にたいして、東ヨーロッパやアジアにみられる後進的形態の絶対主義は、異なった相貌をとる。そこでは、その社会における自生的な資本主義的生産関係の発展よりも、国際関係における他の資本主義国への対抗が、絶対主義成立の主要な契機をなしている。そして、その絶対主義は、国家的独立と統一を維持・確立するため、社会における封建的諸関係を温存・利用し、それによって拡大した国家財政を基にして、上からの資本主義化を強行しようとする。かくして、本来、絶対王制に対抗すべき産業資本家が、逆にそれにより保護・育成されて、農村の封建的諸関係を蟬脱しきれない労働者を利用しており、さらに西ヨーロッパ資本主義諸国の先例が、絶対王制の打倒後に出現すべき労資の階級対立の激化を、すでに示しているところから、かれらはブルジョア革命の課題を遂行しえない。また、絶対王制自体も国際的競争に対応して、開明君主制とよばれるように、権力をみずから把握しながら、資本主義の発展を上から押しすすめることが多く、ときには、ブルジョア国家の政治形態である立憲主義の外観を採用していく。これは、古典的形態における「上からのブルジョア的進化」とは異なった意味での、「上からのブルジョアの改革」であり、その政治形態は外見的立憲主義とよばれる。このように、本来、封建的性格をもった権力が、資本主義化をすすめる、資本の要求と妥協していく場合、権力の本質規定はきわめて困難

とならざるをえない。もし資本の要求を全面的に承認していくならば、その国家権力は立憲君主制であるが、妥協しながらも、独自の軍事・官僚機構をそなえ、土地所有者階級の独自の利益を追求していく場合には、立憲主義の外観をとる絶対王制（外見的立憲君主制）といわなければならない。

日本の場合には、開国によって資本主義世界体制のなかに引きこまれ、欧米資本主義諸国に対抗して国家的独立を確保しなければならなかったもので、統一国家の建設が必要となり、天皇制絶対主義が形成された。しかし、政治的独立と統一は、経済的独立と統一の裏づけなしには、維持しえない。かくて天皇制絶対主義は、上からの資本主義化を強行し、資本主義の権力としての役割を機能的に代行せざるをえない。外圧への対抗が日本の「近代化」の初発の契機をなしていたのであり、欧米先進列強は、天皇制国家にとって、将来の理想であると同時に、その理想の実現をはばむ当面の障害でもあったのである。

ところで、明治維新によって成立した天皇制は、その後、維新変革を上回るか、あるいはそれに匹敵する変革をついに経験することなく、第二次世界大戦の敗戦の日まで存立しつづけた。天皇制の本質を絶対主義と考える説にとって、真に困難なことは、明治初年の史実を整合的に説明することにあるのではなく、封建制から資本主義への過渡期をおわって、産業資本が確立した段階以後の天皇制はどうなるのか、さらに帝国主義の段階になったときにもなおそれは絶対主義なのか、という点にある。もしそれを絶対主義というのなら、天皇制は、封建制から資本主義への過渡期の政治形態というのとは、異なった完成をしなければならない。天皇制国家は、絶対主義の古典的形態とは異なった構造と機能を有するばかりでなく、帝国主義段階にまで存続したという点で、後進的形態のうちでも、きわめて特殊な型に属する。しかし、重要なのは、絶対主義という概念をどういじくするかということではなくて、日本近代史における政治と経済を総合的・統一的に理解する、方法論をつくりあげねばならないということである。⁽¹⁾

本稿は、以上のような視点にたつて、開国から憲法制定にいたるまでの、天皇制絶対主義の成立・発展・再編の歴史を概観し、そのなかの問題点を抉摘することを、目的とするものである。

- (1) 拙稿『『上からの革命』について』『岐阜経済大学論集』第1巻第1号、1967年11月、参照。

1 幕府の倒壊

絶対主義を封建的危機への対応として成立する最後の封建国家と規定し、明治維新を絶対主義の創出過程と規定するとき、維新変革の基本的な要因は、まず国内における封建的危機の激化にもとめなければならない。いうまでもなく、封建的危機の基礎過程は、領主制のもとでのブルジョア的発展の結果として、農民が小商品生産者化していくこと、その過程で、領主のもとに農奴として把握されるべき農民層が分化しはじめること、すなわち、封建制の基盤たる領主的土地所有が解体しはじめることである。したがって、明治維新の要因としては、まずこのような基礎過程が分析の対象とならなければならないが、ここでは、倒幕の実現過程に焦点をすえ、維新の主体的勢力たる倒幕派の性格と、維新の中心的な政治課題を明らかにしておく。日本における天皇制絶対主義の成立が、外圧への対抗を主要な契機としていたからである。

日本が外圧の影響をうける以前におこなわれた天保期の改革では、直接の課題は農民的商品経済の掌握にあり、「絶対主義への傾斜」⁽¹⁾を明白な方向として検出することはできない。その萌芽が検出されるとしても、それは、絶対主義への転換の前提となるような、幕藩体制の再編成にとどまっている。改革は完全に一藩的規模のもので、その形態もそれぞれの藩の条件に応じてまちまちである。幕末期に、すでに一部の先進地帯では絶対主義が成立する経済段階（小営業段階末期）にあったとはいえ、経済発展のいちじるしい不均等

性を考慮に入れるならば、全国的にそのような経済段階にあったかどうか、きわめて疑問である。このことは、絶対主義の成立する客観的条件が、国内だけでは、まだじゅうぶんに成熟していなかったことを意味する。

嘉永6年(1853)のペリー来航以後、日本の歴史は新しい段階にはいった。第一、日本が資本主義世界体制の一環にくみこまれ、それによって、国内的要因と国際的要因とが相互にからみあい関連しあいながら展開するようになり、日本の歴史過程は世界史の一般法則の規定をうけるようになった。第二、これまで蓄積・拡大されながらも、なお内攻していた幕藩体制の矛盾が、外圧に触発されて一挙につつき出され、全国的規模での政治闘争が展開され、封建支配層内部の対立・抗争が激化するなかで、被支配者大衆がようやく運動舞台上に登場してきた。つぎに、日本が資本主義世界市場のなかにひきこまれたことの諸結果を検討しておく。

安政5年(1858)、欧米諸国との修好通商条約に規定された日本の国際的地位は、欧米先進諸国にたいする経済的従属にとどまるものではなかった。修好通商条約のもっとも重要な条項は、自由貿易にかんする規定であるが、それは、商品流通過程におけるすべての封建的制約を否認したものであり、幕府や諸藩の規制体系を破壊して商品経済を発展させる役割をはたす。しかし、自由貿易が先進資本主義諸国の世界支配の手段であり、幕藩体制の基盤を掘りくずす以上、それは、幕藩権力の側からの阻止的作用に直面せざるをえない。そこで、自由貿易主義の貫徹のためには、幕藩権力の発動に制約が加えられなければならない。すなわち、政治的独立を侵蝕し、権力の発動を制約するような不平等条約が必要になる。かくて自由貿易は、経済的従属を結果するばかりでなく、政治的従属に発展する。こうして、領事裁判権・協定関税・片務的最恵国条款を基本的条項とする不平等条約、および、居留地の設定・外国軍隊の駐屯・内政干渉による国家主権の完全独立の喪失という事態は、日本をして半植民地化の危機に直面させることになるのである。

ところで、外国貿易の開始は、生糸・茶を中心とする輸出を増大させた。

とくに東山養蚕地帯では、商品生産が飛躍的に発達し、製糸業におけるブルジョアの発展をうながした。しかし、貿易の影響を受けた急速なブルジョアの発展は、その市場を海外に負っており、しかも極度に不安定であったことに注意しなければならない。このことは、生産力の決定的な拡大を実現できなかった生産者にたいして、直接、外国市場に接触する都市商人の優位を保たせることになる。つまり、産業資本にたいする商業資本の支配が保証され、産業資本の独自性が弱められるのである。しかも、商業資本は、海外市場が不安定であり、貿易取引が投機的であればあるほど、権力への依存を強めざるをえない。こうした商業資本をつうじて、幕藩領主は、容易に産業規制体系を打ち建て、下からのブルジョアの発展を上からのコースに吸収することができた。他方、衣料品をはじめとする消費物資の輸入は、綿をはじめ菜種・藍・蠟・砂糖など、国内市場を対象とする商品生産を衰退させ、大貿易商の支配下における商品流通機構の再編をうながした。

このように、外国資本主義との接触は、日本における資本主義の発達の出発点となったのであるが、それは同時に、資本主義化の過程をゆがめ、国家権力の規制を受けやすい方向へとみちびく契機ともなった。国内で下からのブルジョアの発展がまだ弱かった時期に、外圧によって資本主義世界市場のなかに引きこまれたことは、急速に絶対主義を成立させる条件となるとともに、成立した絶対主義を相対的に強化させる条件ともなったのである。かかる意味で、日本にとって開国は、ヨーロッパ大陸諸国に及ぼしたナポレオン戦争の衝撃と、まさに同一の意義をもっていた。明治以降、日本の資本主義が奇型的な発展をたどる前提条件は、すでに幕末期に形成されていた。いずれにせよ、封建領主制から絶対君主制への転換が明白な傾向となるためには、欧米先進資本主義との接触をまたねばならなかったところに、明治維新における国際的要因の大きな意義があったのである。

開国を契機とするあらたな封建的危機に対応しておこなわれた安政期の改革では、軍制改革・人材登用による政治機構の改革・農民的商品経済の規制

体系において、「絶対主義への傾斜」を明白な方向として検出できる。しかし、それは、国内的条件の成熟によるものではなく、外国からの軍事的圧力によって促進されたものであった。したがって、安政期の改革は、各藩それぞれの特殊条件によって制約されつつも、なによりも外圧に対抗する軍事的改革である点において、全国的に共通した面をもっていた。かかる共通性があるからこそ、改革は藩的規模でおこなわれた藩政改革でありながら、改革派諸藩は連合して中央権力の再編成をめざすようになるのである。諸藩改革派の結合体としての一橋派が、全国的規模での絶対主義的改革をめざしていた理由も、ここにある。しかし、彼らの企図は守旧派たる南紀派によって阻止され、やがてこの藩政改革派のなかから尊王攘夷派が分出されるのである。

尊攘派では、外圧にたいする危機意識の高まりを反映して、軍備充実および中央権力の強化という面だけが前方に突出し、その基礎となる経済的・社会的改革の面は後方に押しやられていた。その点で、絶対主義的要素は改革派の場合よりもむしろ稀薄であるといえるが、幕藩権力の否定・天皇制絶対主義の理論への近接という点で、のちの倒幕派の形成に大きな遺産を残した。すなわち、尊攘派の場合、改革は全国的規模でおこなわれなければならない、そこから、藩の枠をこえた政治意識が芽ばえはじめていた。また、尊攘派は、革新的武士と在方商人的豪農との同盟、つまり「改革派同盟」を基盤としていたが、その指導権は前者にあった。そして、革新的武士は一般武士団の利害を代表していた。彼らの運動形態である「攘夷」は、一面、幕府と特権商人による貿易独占体制への対決の意味をもっていたが、外圧への対抗に急なあまり、新しい国際情勢への対応を欠いていた。要するに、尊攘派は、明治維新の主体たるべく、まだあまりにも幼稚な存在だったのである。ここにも、国内的条件の成熟をまつことなく、外的条件に促迫されて、早熟的に軍事力の強化と権力の集中に向かわざるをえなかった、わが国絶対主義の特殊性をみることができる。危機意識の過剰からうまれる尊攘派の冒険主義的政

策は、文久3～4年(1863～64)に破産し、この挫折のなかから倒幕派が急速に成長してくるのである。

倒幕派において、革新的武士が新官僚的武士に転化し、豪農層は置き去りにされて、「改革派同盟」は解体をとげた。「新官僚的武士」とは、一面、藩士たる性格を有しながら、絶対主義官僚に脱皮しつつある武士、藩士身分の被覆下にある官僚的要素である。慶応元年(1865)に成立した倒幕派は、倒幕の任務を完了したのち、藩士身分の被覆を脱ぎ去り、天皇制官僚に自己を純化していった。そして、かかる官僚によって先導される天皇制政府は、はじめから「有司専制」たるべく運命づけられていた。ところで、倒幕派は、それぞれの藩の絶対主義的改革を推進し、それを基盤としている点では、藩政改革派の現実的な面を発展させ、しかもそれを全国的改革の一環として実現しようとしている点では、尊攘派の幕藩体制否定の論理を継承していた。倒幕派は、尊攘派と公武合体派——公武合体派とは、尊攘派と対立する段階における藩政改革派である——のふたつの政治路線が、ともに行き詰まったところから誕生した。長州藩では尊攘派が倒幕派となったが、薩摩藩では公武合体派が倒幕派となったことは、これを立証している。いずれにしろ、明治維新の主体的勢力である倒幕派の成立は、維新への動きが本格化してくることを意味している。

この倒幕派の政治構想を検討するとき、対外戦争の敗北が重要な契機となっていることが注目される。

すなわち、長州藩の場合には、元治元年(1864)、四国連合艦隊の下関砲撃と幕府軍の攻撃を同時にうけて屈服し、尊攘派は藩の要路から退けられたが、同年末、高杉晋作・伊藤俊輔(博文)らは諸隊をひきいて挙兵し、保守派から藩政を奪還して、藩論を倒幕に転換させた。彼らは、藩の富強をはかって中央政局に覇を争うため、イギリスの熱望する下関開港を計画し、軍制改革を実施するとともに、藩の殖産興業に力をいれ、幕府の貿易独占と国内市場支配に対決しようとした。藩に依拠した「割拠倒幕」が具体的には倒幕である瞬間

から、割拠は克服されねばならなかった。藩論の統一に成功した高杉は、挙兵の第一の呼応者であった伊藤とともに、赤間関開港論をとなえた。支藩長府領であった赤間関を藩の直轄領にして海外貿易の基地とし、「五大州中へ防長の腹を推出して大細工を仕出さねば大割拠は成就不致ならむ⁽³⁾」というのが、その主張であった。「大割拠」とは、一朝有事の日にそなえて藩内にたてこもり、藩の富強化をはかることであるが、すでに幕藩否定の論理を内包している点において、藩政改革とは次元を異にしていた。尊攘派は、倒幕を課題とした瞬間から、割拠を克服して、みずから倒幕派へと成長させなければならなかったのである。

また、薩摩藩の場合にも、文久3年の薩英戦争を契機に、攘夷から開国に転じ、イギリスとの関係を親密化して貿易進出の路線を一段と明確にし、幕府の貿易独占とするべく対立するにいたった。そして、藩主島津久光のとなえる公武合体が参与会議の解体によって行き詰まったとき、薩摩藩はいよいよ幕府から離れて「割拠富国」の策をとるようになり、藩政の主導権は藩主久光から大久保一蔵(利通)・西郷吉之助(隆盛)らの倒幕派に移っていった。

この薩摩藩がとるべき「割拠富国」策を、最初に体系的に論じたのは、五代才助(友厚)であった。慶応元年(1865)、薩藩の留学生をつれて渡欧した五代は、日本の現状を「井中の蛙井口より蒼天を仰ひて広とするに似たり」と評し、「速に蒙昧を照し、国を開き富国強兵の尽力なからさるへからず」という。そのためには、薩摩一藩の開化にとどまらず、「普く皇国に及す」ことが必要であり、「天下列藩志を一にして国政の大変革を起し、普く緩急の別を立、富国強兵の基本を相守、国政を振起せば拾余年の功を待たず、亜細亜に躡歩すへし」と説く⁽⁴⁾。五代において、薩摩藩の改革は、全国的改革の一部分もしくはその一段階として意識された。しかし、全国的改革の必要が意識されても、「諸大名大なるものは皆疲弊、国家の全力を以て開国すること能はず」という壁につきあたる。かくて富国強兵のためにまず必要なのは「整財」である。それには、西洋の機械・技術を輸入して工業を振興しなけ

ればならない、とされる。そして、この改革を実行する政治の基本原則を、「下より上を仕ふ能はず」ということにもとめた。これこそ、まさに、「上からのブルジョア化」であり、五代は、それを薩摩一藩にとどめず、全国に及ぼそうとしていたのである。このように、権力の統一—絶対主義の形成が「整財」の角度からとらえられているところに、五代構想の特色があった。それは明治期大蔵官僚の原型であった。

全国的改革の構図は、五代とならぶ薩摩藩留学生の指導者松木弘庵（寺島宗則）によって、さらに具体的に論じられた。松木の関心は、「我国を永く万国と併立せしめん」とすることにあつた。それには、諸侯の割拠をやめ、「我国を一塊物の如くかたまり和して一主の指揮に従」うべきであり、そのうえ外国との友好を保って、はじめて独立を維持することができる、という。かかる見地から、彼は、「日本一国合してさへ大ならず、況乎是を百分せる一を有し、独立して欧風の開化に擬せん事、実ニ難キのみならず不能也」と断言する。すなわち、欧風の改革は、一藩の規模では不可能であり、「大炬眼を開き古頑を捨て、一新生児の如くなる」べき、「国家最上の主君」のもとに団結してはじめて可能である、と主張するのである。そして、松木は、国家を盛大ならしめるものとしてコンパニー、すなわち「工商の公会」をあげ、「此公会を結はざる間は、決して我国を東方に崛起せしむる事不能」、しかしプロパガンダをもって、「諸侯及び紳家に伝へて、同時に最上の君主を理解し奉り、其命撰中の大商に令し、大商諸侯相合して所謂コンパニーとなり、全国中一致せば」、そのときこそ日本を強大にし、将来は「大日本」を「アジアの大英国」にすることもできるであろう、と結論する。松木の構想は、「最上の君主」のもとにおける政権の統一を改革の中心にすえ、その手段を諸侯・大商の合体による「コンパニー」の結成にもとめている点に特色があった。新しい中央権力が課題となった瞬間から、倒幕派は、全国的商品流通を掌握する特権的大商人との結合を必要としたのである。ここに、倒幕派と尊攘派の開きがあった。

以上みてきたように、五代・松木は、もはやたんなる薩摩藩士ではなく、「大日本」の絶対主義官僚に脱皮しつつあった。「封建主義の極北」といわれた薩摩藩のなかから、このような先進的官僚が生まれてきたのは、薩摩藩が、鎖国のもとでも、藩属国の琉球をつうじて外国に接してきた、という特殊条件によるものであった。五代や松木は、「後進的」な薩摩藩の「先進的」な特殊条件のなかで、はぐくまれた人物であった。しかも兩人を絶対主義官僚にしあげたものは、薩英戦争後における対英接触、とくに渡英であった。わが国における絶対主義は、「自由競争の支配していた資本主義が最高の発展をとげた時期⁽⁷⁾」に、わが国が資本主義世界市場のなかに引き込まれた結果、国内的条件の成熟をまたずに、国際的条件に促進されて、急速に形成されるのであるが、薩摩藩の場合は、この日本の特殊性をもっとも濃厚に示しているものといえよう。

幕府が長州再征をくわだてた慶応2年には、百姓一揆・打ちこわしが激発し、江戸時代をつうじて最大の高揚を示した。内乱の危機にそなえた領主の収奪の強化、その結果たる物価とくに米価の騰貴、夫役の加重などが、その原因であった。一揆が頂点にたった7月、島津久光・茂久父子は、長州再征反対の建白書を関白に提出した。そのなかで、一揆・騒動の頻発にふれ、「此上兵端ヲ開候テハ争乱日ニ長シ率土分崩不可救ノ勢ニ及候ハ案中ニテ」と危機感を表明し、これに対処するためには、長州藩の宥免と、政体変革・武備興張・遠戎賓服の「中興の功業」を遂行しなければならないと説いた⁽⁸⁾。「卑商賤民」の騒乱は、將軍家の膝下である江戸・大坂でとくにはげしく、「一時的ではあるが、幕府の政治的経済的中枢を麻痺せしめ、幕府権力を直接脅威した⁽⁹⁾」ので、幕府は、將軍家茂の病死、一橋慶喜の新將軍就任を機会に、勅命をえて休戦した。この頃から、幕府と倒幕派との政権争奪をめぐる抗争は、封建支配者上層における個人的策謀・かけ引きという矮小化された形態をとるようになった。そして、「中功の興業」、つまり、民衆反乱を屈服するため、また国内政局に浸透力をましつつある外圧に対抗するために、封

建支配を再建し軍備を充実することが、政治課題の中心になってきた。この課題をもっとも巧みに解決しうる者こそが、将来における絶対主義権力を掌握しうるのである。

この政治課題を解決する方向としては、二つの可能性が存在していた。一つは「天皇制絶対主義」であり、他は「徳川絶対主義」である。しかし、「徳川絶対主義」の国内的基盤は、きわめて薄弱であった。数度の幕政改革にもかかわらず、幕府は経済的基礎の再編・強化に成功しなかった。かくて「徳川絶対主義」を実現する唯一の道は、イギリス・フランスをはじめ締約各国の支持をうることであった。ところが、イギリスは幕府に見切りをつけて反幕雄藩連合にのりかえ、新將軍慶喜が頼みの綱とするフランス公使ロッシュも、外相ドルーアン・ドゥ・ルイの辞職によって支えを失ってしまった。新外相ドゥ・ムーティエは、幕府の最終的勝利に疑問をいだき、ロッシュに対英接近の線を指示し、ついに1867年5月8日、彼の対日政策を否認する訓令を発し、帰国を命じた。かくて「徳川絶対主義」の可能性は消滅した。

慶応3年後半期にはいと、倒幕運動は進捗した。「天皇絶対主義」は、内外の危機の根源である幕府を打倒することと、危機の深化を防ぐため内乱を回避することとの、矛盾した要求に直面していた。前者は「挙兵討幕」のコースであり、後者は「大政奉還」のコースであった。薩・土両藩の倒幕派は、藩の武力を討幕に利用するため、また、その成立過程の妥協的性格を反映して、この二つを併用する方針をとった。かくて大政奉還にかんする薩土盟約が結ばれる一方、挙兵討幕をめざす薩・長・芸三藩の協約が成立した。

薩・長両藩の倒幕派の画策によって、10月13日、両藩主父子に討幕の密勅が下り、その翌日、慶喜は大政奉還を上表して、二つの時局收拾のコースがかちあった。おりから、お蔭参りの伝統をひいた「ええじゃないか」の大衆的興奮がまきおこり、その煙幕にかくれて、討幕計画は着々とすすんだ。しかし、朝議は明らかに新政権における慶喜の地位を認める方向に傾いていた。そこで、上洛した大久保一蔵（利通）が岩倉具視と謀って、宮廷クーデター

を計画した。かくて12月9日払暁、尾張・越前・安芸・土佐・薩摩の五藩の兵が、西郷吉之助（隆盛）の指揮のもとに宮門をかためるなかで、自派の親王・公卿・藩主だけを招致して朝議をひらき、摂政・関白・幕府の廃止、総裁・議定・参与の三職からなる新政府の成立を告げる宣言を発した。

- (1) 遠山茂樹『明治維新』岩波全書、1951年、22ページ。絶対主義は、中央集権的統一国家であることを本質的な特徴とする政治形態であるから、「諸藩絶対主義」とか、「一藩的規模における絶対主義」などというものはありえない。「絶対主義への傾斜」は、絶対主義との政策上の連続性ないし類似性、または、政治権力統一の方向の芽ばえを意味するにすぎない。
- (2) マルクス『資本論』第3部第4篇第20章、『マルクス・エンゲルス全集』（大月書店）第25巻 a、419～20ページ。
- (3) 東行先生五十年祭記念会『東行先生遺文』1916年、書簡184ページ。
- (4) 慶応元年10月12日付、桂右衛門宛五代才助の書簡（公爵島津家編纂所編『薩藩海軍史』中巻、原書房、1968年、944～7ページ）。
- (5) 大久保利謙「五代友厚の欧行と彼の滞欧手記『廻国日記』について」立教大学史学研究室『史苑』第22巻第2号。石井孝『明治維新の舞台裏』岩波新書、1960年、70～1ページ。
- (6) 「出水泉蔵書状」『大日本維新史料稿本』慶応元年12月7日。石井孝『学説批判・明治維新』吉川弘文館、1961年、196ページ。
- (7) レーニン「資本主義の最高の段階としての帝国主義」『レーニン全集』（大月書店）第22巻、295ページ。
- (8) 『島津久光公実記』巻5、49～50丁。
- (9) 遠山茂樹、前掲書、181ページ。

2 天皇制の成立

慶応3年（1863）12月9日、王政復古のクーデターによって成立した天皇政権は、新政府の成立を宣言しただけで、まだ自己自身の独自の権力基盤をもっていなかった。かくて新政府の最初に直面した政治課題は、絶対主義的統一権力としての実質をそなえることであった。

この「王政復古政府」は、幕末政局のなかで成立した公議政体論が現実化

した政府、すなわち列藩同盟政権であり、その内部に、武力倒幕派（薩・長）と公議政体派（土・尾・越）の妥協と対立をはらんでいた。「この政府は、徳川幕府を倒して出現した中央政府である点においては、幕藩体制の否定の面をもっていたが、雄藩連合政権として個別領有権の確認を前提としているかぎりにおいて、幕藩体制の継承物としての一面をもっていた。⁽¹⁾」かくて新政府の「政治事始め」ともいうべき辞官納地問題において、その方針はたえず動揺していた。この新政府の性格を一変し、討幕政権として方向づけたのが、鳥羽・伏見戦争であった。王政復古政府にかわって出現する「維新政府」は、鳥羽・伏見の戦乱のなかから発足し、慶喜処分を決定した慶応4年3月には、一応の成立をみた。3月14日の五カ条の誓文は、「明治絶対主義国家のいわば建国宣言」⁽²⁾とも規定できる。誓文の趣旨を中央官制に具体化した政体書の基軸は、「天下ノ権力総テ之ヲ太政官ニ帰ス」ということにあった。かくて政体書に規定された政治形態は、急速に自己を形成しつつあるところの絶対主義である、といえる。

誓文の由利・福岡案に示された公議政体論は、すでに木戸孝允によって、武力倒幕・天皇政権と矛盾しない「公議輿論」に改変されていた。政体書がいかに列藩同盟の外観を擬装しようとも、それは、祭政一致の復古的迷彩とともに、封建支配者内部の対立の緩和と権力の集中・強化に一定の役割をはたし、その生命をおえるのである。したがって、国家権力の性格は、すでに本質的には絶対主義であり、これを「列藩同盟的政権」⁽³⁾と規定するのは誤りである。「王政復古政府では、個別領有権の確認のもとで、有力藩が連合して国家意志を決定したのに対し、維新政府は個別領有権の否定と、その天皇への統合を基本的な課題として誕生し、国家意志は、もはや諸藩の代表者が決定するのではなくて、本質的に超藩的な専制政治家によって決定される。……鳥羽・伏見戦争を契機に出現したこの政治権力は、本質的には、内外の深刻な矛盾に直面した封建領主階級が、この危機をのりきるために、みずからうみだしたものとといえるが、うみだされたこの権力は、領主階級の危

機の深化に比例して、その相対的独自性を強化し、逆に領主階級に対する規制をいっそうつよめ、ついには領有権の完全な統合によって自己を確立するにいたる。⁽⁴⁾ 領主階級が生みだした権力が個別領主権を否定するのは大きな矛盾であるが、それは、絶対主義の形成にあたって強固な王権を欠いていたこと、および、国内的条件の成熟をまつことなく、国際的条件によって絶対主義権力が「早産」させられたという、わが国の絶対主義形成史の特殊性によるものであった。

以上のような意味で、戊辰戦争の終結は、その後の維新政府の真の出発点となった。すなわち、慶喜は所領を奪われて水戸に謹慎を命ぜられ、西南諸藩は新政府に帰順し、東北諸藩は封土を削られて、新政府はようやく中央政権としての実をそなえるにいたった。この維新政府が絶対主義的統一政権に成長する過程で注目されるのは、新政府の指導者がめざした政治体制は、たんに絶対君主の人格的支配を基礎に置いたものではなく、同時に、客観的機構支配の確立と立憲制の導入が企図されていたことである。

明治2年(1869)1月25日、岩倉具視は、三条実美に意見書⁽⁵⁾を提出した。そのなかで、岩倉は、「君臣ノ道上下ノ分ヲ明カニシテ富強ノ基本ヲ鞏固ニシ国家ノ運勢ヲ興隆スル」という「建国」の目的を語っているが、彼における建国とは、君主たる天皇によってなされるものではなく、また「神武創業」の歴史的連続でもなく、「夫レ天下億兆ノ胆仰スル所ハ政府ナリ」というように、彼自身と大久保・木戸らの有司官僚によって実現される「事業」にほかならなかった。したがって、「臣下ノ分トシテ之ヲ言フニ憚ルト雖明天子賢宰相ヲ出ツルヲ待タストモ自ラ国家ヲ保持スルニ足ルノ制度ヲ確立スルニ非サレハ不可ナリ」と主張される。岩倉において、君主は、支配人格の唯一化によって、国家の機構的支配を集中化する凝集点たるにすぎず、「天下億兆」との直接の交渉を失い、「明德ヲ備ヘ大綱ヲ綜攬」することによって、臣民一般ではなく、わずかに「政府ノ胆仰スル所」とされたのである。そして、かかる「朝権」によって、「万民ヲ撫御シ海外各国ト対峙スル」⁽⁶⁾べ

き絶対主義国家の集中的機構を確立しようとしたのである。この場合、さきの岩倉意見書が「君徳培養ノ事」と「議事院ノ事」を並列的に論じているように、天皇制国家の支配原理は二元化するのであるが、それは、封建国家が突如として近代世界にひきこまれたことの必然的な結果であった。

天皇制統一政権の成立＝個別領主権の収束・統合という点では、明治維新の主体勢力である倒幕派が、はやくも戊辰戦争の過程で、廃藩の理想を説いていたことが注目される⁽⁷⁾。この倒幕派の理想を急速に具体化させた基本的な要因は、明治元年以来ふたたび盛り上がってきた民衆の反封建闘争であった。とくに、戦乱地域でたかまった「世直し一揆」は、村役人の公選・農民保有地の確保・封建貢租の減免・農作物販売の自由をめざした農民の決起であり、農民が勝利したところでは「村の革命」がおこなわれた。しかし、「革命」は村から組の範囲にとどまり、「世直し」は封建的抑圧からの解放をもとめる農民の自然発生的な運動におわった。それが全国的に組織されたブルジョア革命運動となるためには、運動の中核となるべき革命的階級の成長が必要であった。だがそれにもかかわらず、戊辰の内乱のなかで、藩権力の解体傾向を促進する役割をはたしたことは否定できない。そして、かかる情勢に対応して、政治権力の中央集権化がすすめられたのである。

明治元年10月28日の藩治職制は、藩政を藩主の家政から分離して領主制の政治原則を公式に否定し、藩を府県に準ずる地方分治の一区画にしようとするものであった。このような府藩県同治の方向は、たんに上から諸藩に押しつけられたばかりでなく、藩自体のなかにも積極的にそれを要望する傾向があった。はやくも同年11月、姫路藩主酒井忠邦は、版籍返上を建議している。このような藩体制の自己解体傾向に対応して、絶対主義官僚は、「尾大之弊」⁽⁸⁾を解消するための凱旋兵帰還対策としての兵権統一論から、より積極的・全面的な政権統一論へと集権化構想を発展させていった。明治元年10月の「凱旋兵処置に関する建議」、11月の「版籍奉還の建白」によって、中央政府を動かした兵庫県知事伊藤博文が、翌年1月、「国是綱目」（いわゆる兵

庫論)で定式化した郡県制論は、廃藩を前提とする「国家統一の体系⁽⁹⁾」ともいふべきものであったが、それはまだ、木戸・大隈・伊藤ら先進的官僚の共同綱領たるにとどまっていた。当時の条件のもとで、政府がとることのできた集権化政策は、廃藩への直進ではなく、廃藩への過渡的措置としての版籍奉還であった。

明治2年1月23日、薩・長・土・肥四藩主は、連署上表して版籍奉還を奏請した。奉還の理論づけとして強調されたのは、王土王民の名分論であった。上表文のなかに、「願クハ 朝廷其宜ニ処シ、其与フ可キハ之ヲ与ヘ、其奪フ可キハコレヲ奪ヒ、凡列藩ノ封土、更ニ宜シク 勅命ヲ下シ、コレヲ改メ定ムヘシ⁽¹⁰⁾」とあるように、奉還の真の意図は、所領をいったん天皇に返上したうえで再交付を受け、藩主の権力がある程度削減しつつ、究極において保全することであった。ところが、6月17日、奉還の奏請が聴許されると、期待した所領の再交付はなく、藩主は知藩事に任命されただけであった。彼らは、なお租税・賦役の徴収権、藩兵の統率権などをもってはいるが、もはや中央政府の任命する地方長官にすぎなかった。木戸は、後年になって、「一の謀略を設け⁽¹¹⁾」と告白している。知藩事の任命にさいし、廟議の大勢は世襲制に傾いていたが、木戸は、「若世襲知事の名目有之とき決て天下を統一する難し⁽¹²⁾」として、「百方抗論終に世襲の二字を除⁽¹²⁾」かせたという。旧藩主の知藩事制は、過渡的な措置にすぎず、事実上の廃藩を意図したものであった。また、6月25日には、知藩事家禄制を制定して、禄高を現石10分の1に縮小し、かつ藩士を士族、家知事を家令と改称し、禄制を定めた。つづいて、7月8日、太政官制の改革にともない職員令を發布、各府藩県に知事を置き、各藩の兵制を制限し、新兵徴募を禁じた。さらに、12月2日、藩士の家格の区別を廃止して士・卒の二族とし、藩士の俸禄も知事の家禄に準じて大幅に削減し、すべて廩米で支給することにした。かくて封建制本来の形態である知行取は蔵米取に變じ、封建家臣団の土地領有制からの分離が禄制の面からすすめられていった。

藩政の改革に並行して、藩の主要な権限は短時日のうちに中央政府に移されていった。領主権の中枢である裁判権は、民事は民事部に、刑事は刑事部に移された。公議所は集議院と改称され、「公議輿論」の名における朝命伝達機関と化した。諸藩の開港場に設置された商会所は廃止され、諸藩は独自に貿易をおこなう権限をうばわれ、各地の通商会社をつうじて中央政府の許可のもとで取引をしなければならなくなった。こうして、外国貿易・国内商業ともに通商司に一元的に掌握され、商品流通面における中央集権化が強まっていった。

さらに、明治3年9月10日に頒布された「藩制」は、藩体制解体の決定的な契機となった。「藩制」に定められた藩政改革の重点は、藩庁の職制を詳細に規制したうえで、その財政運営に厳格な基準を示すことにあった。すなわち、藩の実収高のうち、藩知事の家禄は従来どおりであったが、さらに軍事費・藩庁費・士卒禄の割合を定めた。そのうえ、知事家禄・士卒禄その他の公費に分賦して、藩債を償却し、藩札を処理することを命じた。これらの改革は、藩財政の崩壊を決定的にするほどの重要性をもっていた。

たしかに、戊辰戦争後、藩体制の解体は急速にすすんだ。明治2～3年に激発した農民一揆は藩権力を一時麻痺させたが、それはまだ自然発生的な反封建闘争の段階にあり、封建支配そのものを解体させようものではなかった。政府は、かかる事態に対応して、自己の直轄府県においては反動的領主支配の強化をこころみ、解体直前の諸藩にたいしては補強的役割をはたしていた。ここに天皇制権力の封建的性格がみられるのであり、民衆の反封建闘争はしだいに天皇制権力との対決の面を明らかにしていった。かくて現象的には新政府の中央集権化が強まっていくが、それは、直線的に廃藩へと連なるものではなかった。「かかる現象面からの表面的理解は、『政府』の各藩個別領有制補強の役割の増大傾向から、個別領有制の全国斉一的な廃絶を説明することになる。⁽¹³⁾ 領主制の解体は、領主支配じたいの解体ではなく、家臣団構成の変化・前期的資本の蚕食という形での、封建貢租の配分関係の変化＝領主

財政の危機として成熟してきたのである。しかも、各藩領有制の解体は、管下農民経済の発達度の違いを反映して、多様な段階と方向においてであり、『『廃藩置県』という各藩の多様性をのりこえた全国画一的な形態をとっての領有制廃棄の必然性をここにみることはできない。ただ、領有制廃棄の基礎的、一般的条件の成熟をみるにとどまる。⁽¹⁴⁾』

西ヨーロッパにおける古典的絶対主義の成立は、封建領主制からのなしくずし的転化であり、個別領主権の主要部分の絶対君主への収束をもっており、個別領有制の否定という形をとらない。それが完全に否定されるのは市民革命の段階である。しかるに、わが国では、絶対主義の成立過程で、個別領有制は全国斉一的に否定され、国家の手中に統合された。その理由は、絶対主義の成立過程が同時に世界市場への編入過程でもあったという、日本の特殊条件にもとめなければならない。

この特殊条件のゆえに、維新政府は二重の性格をもたされる。⁽¹⁵⁾すなわち、維新政府は、新たな中央政権として成立したが、国内的には、旧幕領を支配する一封建領主にすぎず、統一政権としての実質をそなえていない。しかるに、対外的には、わが国唯一の主権者として、全国の開港場と商品流通網を掌握し、旧幕府から通商条約履行の義務を継承している。かくて維新政府は、対外主権者としての面で、わが国が世界市場に強制的に編入されていく事態に対処する流通過程政策を、全国的に打ち出していかなざるをえない。たとえば、藩札・藩債の処分、藩営商業の禁止、幣制の統一、通貨鑄造権の独占などによる国内商品流通の再編・整備である。この新流通政策が通商司によって展開されたのであるが、それは、外圧によって促されたものであり、さしあたっては流通面だけでの個別領主権の収束にとどまり、領有制を前提とした国内金融・商業組織の本質には変更をくわえることなく、安政条約下の不利な貿易取引の展開に対処しようとするものであり、全国の商品流通網の編成に帰結したにすぎない。「かかる流通網が、統一的国内市場に擬せられるのである。」為替会社・通商会社は、かかる国内市場の独占的掌握をこころ

み、それにより一手に外国貿易をおこなおうとするが、自由貿易を要求する諸外国からの圧力によって、その半官的性格の後退を余儀なくされる。その結果、『全国市場』への支配力弱化をもたらし、『全国市場』——三都特権商人、地方城下町商人らによって担当される領有制に照応した全国の商品流通網じたいの破綻を表面化することになる。」こうして、「この通商司による為替・通商会社経営の破綻は、従来の流通部面のみ（すなわち領有制の現存形態をそのまま前提とした）諸政策をもってしては、外国貿易を通しての世界市場との接触に対応する国内金融、商業制度の樹立をなしえないことを大蔵省に依拠する流通財政面担当者——木戸・大隈派に示したのである。」

この政府の二元的性格の矛盾は、なによりも財政面に集中的にあらわれるので、主として大蔵省に蟄集する木戸系官僚のなかから、最初に廃藩置県の構想が提起されてくるのである。たとえば、大蔵大輔大隈重信は、明治3年9月2日、参議就任にあたって提出した「全国一致之論議」と題する意見書のなかで、「其国ヲ守リ其民ヲ護シ自立ノ権力ヲ以独立不羈ノ威柄ヲ備ヘ万国ト竝立シテ対等ノ交際ヲ遂ル者其国ノ一致ヨリ出サルハナシ」として、「各〔藩〕管轄ノ兵ヲ一致シテ兵部ニ属ス」「庶務百事ヲ一致シテ民部ニ属ス」「財政会計ヲ一致シテ大蔵ニ属ス」ことを緊要とし、「而其〔兵制・国権〕更張振興セシムル基礎財政ノ一致ニアル也故ニ旧政ヲ改メ弊事ヲ去リ無用不急ノ秩禄ヲ削リ曠土浮民ナカラシメ用ヲ節シ費ヲ省キ其会計ヲ公第シ政府ニ供セサルヘカラス」と主張している。彼の主張は、各藩領主階級の家禄削減と個別領有権の政府への収束にとどまる。しかし、「万国ト竝立」のために廃藩置県の必要を説き、それを税権統一という現実的要請から提起しているところに、大隈意見書の意義があった。このような廟堂の衆知を取捨してまとめあげた岩倉の「建国策」⁽¹⁷⁾は、維新政府確立のための綱領的文書ともいべきものであった。

明治4年にはいと、廃藩への傾斜はいっそう急となった。2月13日、薩・長・土三藩の精鋭を中央に徴して親兵1万を編成した。士族兵に依拠して

領有制を廃棄しなければならなかったことは、維新政府の大きな矛盾であった。この意味で、6月25日、連続して参議に就任した西郷と木戸とは、まさに対照的な存在であった。西郷＝木戸政府のもとで廃藩の準備を着々とすすめる、ついに政府高官の大更迭を断行した。すなわち、板垣退助・大隈重信を参議にくわえて薩長土肥の藩閥勢力の均衡をはかり、右大臣三条実美・外務卿岩倉具視以外の公卿・諸侯をことごとく要路から去らしめた。かくて政府の基立確定なった7月14日、「雷霆の下撃せしか如く⁽¹⁸⁾」、廃藩置県の詔命がくだった。版籍奉還の場合のような、願意を聴許するという形式はもはや必要ではなく、「汝群臣其レ朕カ意ヲ体セヨ」という一片の通告で事足りた。

終始一貫、廃藩の強力な推進力となったのは、木戸をはじめとする長州藩出身者であった。木戸は、参議就任にあたり、岩倉・大久保の漸進論にたいして、即時断行論を唱えた。彼らに廃藩の即時断行を決意させた直接の契機は、明治3年から翌年春にかけての不穏な社会情勢、すなわち日田・松代の一揆、山口藩の脱隊騒動、草奔浮浪・不平士族・不平公卿官吏の政府転覆陰謀の進展、広沢真臣ら大官の暗殺にあると思われる。鳥尾小弥太は、当時の情勢について、「各諸侯の朝政を疑惑し、各自に兵力を増加し隠然割拠の形勢を示したるは、彼廃藩置県の年に於て其極に達したるものなり。彼政府を見ること一種の市場の如く、乃ち一規模を立て、天下を制裁することは到底能はざるものと信認し、窃に以為早晩必ず三藩鼎足の瓦解を来し天下の大乱を生ずべしと。只た其時機の到来するを今や〽と待ちつゝ在りし情勢なり⁽¹⁹⁾き」と記している。かかる雰囲気の中、政府首脳が戦いをもって決するほどの堅い決意⁽²⁰⁾をもって、廃藩断行にあたったのは当然であった。しかし、封建支配者の彼らが恐れたほど、藩体制は根強いものではなかった。

廃藩のもっとも積極的な推進者であった木戸系官僚の意図は、領有制そのものの廃棄にあったのではなく、個別領有権の収束にとどまっており、それを「内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ万国ト対峙セン」（廃藩置県詔書）ための必要措置として提起したのであった。だからこそ、彼らと、下級士族の立場に

たち士族の軍事独裁体制をめざす西郷⁽²¹⁾、また当時、廃藩後の諸改革について明確なプランをまだもっていない大久保らとの、合意・協力態勢が成立したのである。西郷は、廃藩の即時断行にふみきった理由を、7月20日の桂四郎宛書簡で、「封土返献、天下に魁たる四藩、其実績不相_レ挙候ては大に天下の嘲笑を蒙り候のみならず、全_レ奉_レ欺朝_レ廷候場合に成立、天下一般帰着する所を_レ不知、有志の者は紛紜議論相起候上、外国人よりも天子の威権は_レ不相_レ立国柄にて、政府と云ふもの国々四方に_レ有之杯と申触し、頓と国体_レ不相_レ立旨申述候由、当時は万国に対立し、気運開立候ては_レ迎も勢ひ_レ難防次第に御座候間、断然公議を以_レ郡県の制度に_レ被復候事に相成⁽²²⁾」と説明している。つまり、廃藩の積極的な理由は、外にたいする政治的独立、内にたいする政治的統一の要請であった。この点では、木戸もまったく同様であった。廃藩の詔勅煥発の日、木戸は日記に、「此七百年の旧弊漸其形を改む始て稍世界万国と対峙の基定ると云ふべし⁽²³⁾」と書いている。西郷と木戸は、それぞれ異なった支配体制をめざしながらも、その必要前提が統一国家の形成・統一政権の樹立であるという点では一致していた。いわば、藩兵を目的とするものと、藩兵を手段とするもののが、「政令一二帰セシムヘシ」（廃藩置県詔書）という点で、一時結合したのである。

各地方における廃藩の実施課程において、まず手がけられたのは、各藩兵権の収束であった。すなわち、8月18日、東京・大阪・鎮西・東北の4鎮台⁽²⁴⁾を設置すると同時に、藩兵の解体と鎮台兵への再編をおこない、ついで20日、各藩の兵器・弾薬・城郭をことごとく兵部省の手中に納めた。こうして、諸藩の武装解除と兵権の統一が成就され、「中央政府ノ基礎確立シテ、廃藩置県ノ実行ニ、毫末ノ障礙ナキヲ得⁽²⁵⁾」たのである。この軍勢力を背景に、地方において廃藩置県を実施するため、10月28日、府県官制を制定して、藩知事にかわって太政官任免の県令を置き、府県の廃合をおこなって府県制を整備したのち、11月27日、県治条例を頒布し、県治職制を定めて、地方行政の刷新をおこない、県令が税権をはじめ地方統治の権限を一手に掌握して、中央

集権の実をあげるにいたった。かくて藩体制は最終的に解体され、土地領有権は国家に統合された。これにともない、旧領主階級はそのまま政府貫属となって、版籍奉還以来支給されてきた俸禄を政府によってあらためて保証され、そのうえ各藩の藩債は、政府により肩代りされることになった。政府は藩をいわば二重に買い取ったのであり、領主階級にとって、政治的支配権を失うかわりに経済的特権を保証されることは、決して不利な取引ではなかった。彼らは、個別的領有権を失ったが、地代徴収権＝土地領有権を間接的に保証されていたのである。これこそ、廃藩を平穩に実行しえた最大の理由である。そして、このような封建領主制の妥協的解消のなかに、明治維新の性格が端的に示されているのである。

廃藩置県にともなう一連の改革によって、絶対君主たる天皇（その実、専制官僚）は、政治権力の中枢である官吏任命権・軍事権・徴税権を一手に掌握し、維新政府は、中央集権的統一政権としての実質をそなえる「明治政府」に変貌するにいたった。維新変革の中心課題であった国家的統一と独立は、一応達成された。かかる意味で、廃藩置県をもって、明治維新の一応の完成とすることができる。以後、明治政府の課題は、この政治的独立を経済的独立によって裏打ちし、「内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ万国ト対峙」する政策を推進することにおかれた。いいかえれば、実現された統一国家にいかなる内容を盛りこむか、統一国家をいかなる支配体制として定着させるか、ということである。そして、この課題をめぐって、明治政府の内部矛盾が表面化するのである。

(1)2 原口清「藩体制の解体」岩波講座『日本歴史』近代2，6ページ。

(3) 遠山茂樹『明治維新』231ページ。

(4) 原口清，前掲論文，6～7ページ。

(5) 宮内省皇后宮職編『岩倉公実記』中巻，685～9ページ。

(6) 同上，下巻，218ページ。

(7) Satow, E. M., A Diplomat in Japan, 1921, p. 326. (坂田精一訳『一外交官の見た明治維新』下巻，岩波文庫，139ページ)。

- (8) 『木戸孝允文書』第8, 25ページ。
- (9) 春叡公追頌会『伊藤博文伝』上巻, 419ページ。
- (10) 同上, 431ページ。
- (11)(12) 『木戸孝允日記』第2, 71ページ。
- (13) 丹羽邦男『明治維新の土地変革』御茶の水書房, 1962年, 80ページ, 傍点原文。
- (14) 同上, 136ページ, 傍点原文。
- (15) 以下, 同上, 第1篇第1章第4節, 傍点原文。
- (16) 早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』第1巻, 1~3ページ。
- (17) 『岩倉公実記』中巻, 825ページ以下。
- (18)(19) 鳥尾小弥太「国勢因果論」(指原安三編「明治政史」上巻, 所引)『明治文化全集』第9巻, 119ページ。
- (20) 明治4年7月20日付, 桂四郎宛西郷隆盛の書簡(大西郷全集刊行会『大西郷全集』第2巻, 平凡社, 1927年, 532ページ)。
- (21) 「西郷吉之助建白書」明治3年12月(『大隈文書』第1巻, 3~7ページ)。
- (22) 『大西郷全集』第2巻, 530~1ページ。
- (23) 『木戸孝允日記』第2, 70ページ。
- (24) 明治4年4月23日, 鎮台を東山・西海兩道に設け, 東山道本営を石巻(分営を福島・盛岡), 西海道本営を小倉(分営を博多・日田)に置く旨を布告したが, 実施されなかった。ついで, 8月18日, 東山・西海2鎮台を廃し, あらたに東京・大阪・鎮西(小倉であったが当分熊本)・東北(石巻であったが当分仙台)の4鎮台を設置し, 東京鎮台分営を新潟・上田・名古屋, 大阪鎮台分営を小浜・高松, 鎮西鎮台分営を広島・鹿児島, 東北鎮台分営を青森に置き, 各鎮台・分営に将兵を配置し, 藩兵を解体した。
- (25) 山県有朋「徴兵制度及び自治制度確立の沿革」国家学会編『明治憲政経済史論』1919年, 383ページ。

3 領有制の解体

天皇制絶対主義は, 個別領有権を否定したが, 領有制そのものを廃棄することなく, 諸藩領有制をそのまま継承した。このことから明らかなように, 天皇制の経済的基礎は, さしあたっては, 幕府のそれと同じく, 領主的土地所有におかれていた。ただ異なる点は, 幕府が成功できなかった全国の商品

流通網の再編成に成功したことである。

この過程で、明治政府は、大都市特権商人との関係をしだいに密接にしていくが、それは、これら前期的資本の利益をそのまま代表するためではなく、前期的資本の活動を半ば強制的に、世界市場編入に対処する新しい方向に誘導していくためであった。しかし、世界市場への編入過程がすすむにつれて、全国の商品流通網はしだいに破綻を示すようになる。そこで、政府にとって、大都市特権商人が農民の商品経済の把握力を失ないつつあることを認めて、農民の商品経済をより直接的に把握しうる在地の「巨商・豪農」に依拠し、彼らを大都市特権商人を中心とする商品流通機構のなかに編入することが必要になる。そして、それは、領主・農民関係の崩壊と地主・小作関係の展開に対応して、前期的資本の活動基盤を前者から後者に移しかえることによって、はじめて可能になる。かくて明治政府は、地主の階級的利益擁護の立場にたつようになるが、それは、あくまでも、世界市場編入に対応する前期的特権資本の活動の保護・規制を通してであり、その限りでしかない。いいかえれば、天皇制権力は、万民撫御・万国対峙という自己自身の性格にあわせて、幕府とは異なった自己独自の経済的基礎を、あらたに形成しようとするのである。

天皇制権力の地主的性格は、幕末・維新の政争のなかで、「村落支配者層が旧来の支配者である武士階級とりわけ幕藩領主を排除して新しく支配階級に登場する⁽¹⁾」結果、彼らの階級的利益が政治過程に反映されることによるものではなく、世界市場編入に対応するための前期的特権資本の保護・規制を媒介としてである。だからこそ、政府の地主擁護策は、きわめて抽象的・一般的とならざるをえない。また、領主的土地所有の解体と地主的土地所有への転化のための諸改革が、廃藩置県後、一挙に展開されるわけでもないのである。このような転倒の現象は、わが国の絶対主義が国際的条件にうながされて「早産」させられたことによるものである。

万国対峙のための新政策は、まず外国貿易に直接関係する流通面での近代

的諸制度の移植という形でうち出された。そして、新政策実現のための基盤として、「輸出入の制限を立て、進口の税則を定め、国内工作を保護する」⁽²⁾政策をとるべきことが主張された。このような基本方針にたって、対外的には、政府の枢要メンバーをもって条約改正使節の派遣がなされ、国内的には、これを「将来施為之標準」として財政経済面の改革が着手された。政府首脳の意識では、条約改正→富国強兵こそ、まさに国民的課題だったのである。こうして、「朝廷政府の流通部面の政策をたえず誘導してきた対外的契機が、この段階ではついに生産部面での政策転回をも促がすにいたったのである。」⁽³⁾しかし、対外的契機によって国内改革が促進されるという特殊事情のゆえに、改革の性格は、なお不明瞭なものにとどまっていた。

明治4年(1871)9月7日の田畑勝手作り許可にはじまり、翌年2月15日の田畑永代売買の解禁、7月4日の全国の土地所有者に地券交付を令達、などの法的措置によって、領主制下の封建的諸拘束が撤廃され、農民保有地にたいし、形式的にはあれ「私的土地所有権」が付与された。さらに、この「私的土地所有権」を前提とした不動産担保制度を可能にする法令、すなわち、6年1月17日の地所質入・書入規則、同年8月23日の動産不動産書入金穀貸借規則が制定された。しかし、これらの一連の土地制度改革法令は、世界市場編入に対応する措置として出されたものであり、内的条件の成熟によって提起されたものではなく、その当然の帰結として、改革の性格はきわめて曖昧であった。たとえば、領主制下で同一地に競合している領有権と農民保有権の整理についての認識は、きわめて曖昧であったし、かかる改革が全国的領有制の基礎をほりくずすとの認識も、もってはいなかった。

ところで、版籍奉還後、地方知行が原則的に廃止され、領有制は俸禄制という特殊な形態をとることになったので、国家に統合された領有権解消の過程は、現象的には、旧領主を対象とする禄制処分と、農民を対象とする地租改正との、二つの過程にわかれる。そして、領有制の解体作業は秩禄処分のほうからはじまった。それは、政府が万国対峙の新政策を推進しようとするな

らば、その財源を確保しなければならないが、当時は国庫収入の大半が家禄支給に費消されていたからである。第5期(明治4年10月~5年12月)は、經常収入の実に62.7%が家禄支給に費消され、他の経費支弁のため、多額の不換紙幣を發行せざるをえなかった。このような極端な財政窮乏のもとで、大蔵省官僚が、「無要ノ冗費」の第一である「諸侯ノ家禄ヲ減却シテ年限ヲ以テ之ヲ支給⁽⁴⁾」する、家禄処分案を提起したのは当然であろう。この家禄処分案の提起は、大蔵省官僚の意図いかににかかわらず、さきに実施された土地制度・租税制度改革の階級的性格を規定することになる。すなわち、旧領主階級が解体されるならば、地券交付はそのまま農民の土地私有権を法認することになり、地租改正の方向が確定されるのである。

ところが、この家禄処分案は、それがもつ反領主的性格のゆえに、これまで熾ぶっていた政府首脳間の対立を燃えあがらせずにはおこななかった。当時、欧米派遣中の岩倉具視・木戸孝允の反対にあったばかりでなく、留守政府内部からも強い反対をうけて、家禄処分案は撤回せざるをえなくなった。この家禄処分面での挫折は、当然、土地制度改革面へも影響をおよぼし、当初の地券交付の意義を否定し、旧領主階級=華士族の私的土地所有者=地主への体制的な転化を可能にするような、租税改革案を作成しようとする動きが、大蔵省内にあらわれてくる。明治5年9月の地価取調規則にはじまり、6年1月の分一税法案にいたる田租改革案が、それである。分一税法案では、「壬申地券は、ただ農民土地保有権にたいし交付したもの」という立場にたち、土地の貢租部分=領有権にたいしてはあらたに「公有地券」を交付し、この兩種の地券を獲得してはじめて、その土地の私的所有者となるとされる。そして、「公有地券のみの所有者は、その地の従来の貢租部分を、私的財産から収入としてそのまま受け取ることになる。これは、高知藩などで実施された『禄券法』での禄券所有者と實質をおなじくする。」分一税法案は、なんら農民経済発展の現状を反映したものではなく、ただ対外的危機にたいする領主階級の対応手段として、「従来の領主-農民の収奪関係を、その本質

を残しながら私的土地所有にもとづく私的な契約関係に変えてゆこうとする」ものであった。⁽⁵⁾

一方、大蔵省官僚の主流は、壬申地券交付などの省務遂行の過程で、全国各地の農民経済発展の現状、すなわち領主的農民収奪の困難と地主的土地所有の展開を、具体的に認識するようになり、農民土地所有否認の税制改革方式である分一税法案とはまったく相対立する、地租改正法案を提起するにいたった。ここにおいてはじめて、当初、対外的契機によって促された税制改革に内的契機からの裏打ちがあたえられ、全国領有制解体の第一歩がふみだされるのである。

明治6年7月28日に公布された地租改正条例は、土地領有権の私的土地所有権へのなしくずしの移行を排除しつつ、農民土地保有権にそのまま私的土地所有権を認めるものであった。また、地租改正規則では、「人民ノ土地ヲ売買スルヤ先ツ一歳ノ収穫ヲ了知シ之カ種子肥糞ノ労費ト村費貢額トヲ除去シ其全益ヲ認メ其地ヲ算スルモノナリ」⁽⁶⁾とあるように、農民作徳の一般的発生という現状を反映しつつ、それを地価算定の基礎として、近代的土地所有の外観をとっている。しかし、現実には、経営必要経費に自家労賃部分を算入せず、貢租負担部分を収益にくみこみ、経営必要経費を収穫の1割5分、利子率を6分に固定化するという操作をつうじて、34%の国家取分を確保している。かくて地方官心得書の検査例第一則で、種子肥料代・地方費・地租を控除した自作農の作益は、真の意味の経営利潤ではなく、高額地租確保のための擬制にすぎない。また、検査例第二則では、地主的土地所有を近代的土地所有に擬しつつ、耕地全般に地主・小作関係が成立しうるような、収穫量68%の小作料率を地価算定の基礎にしている。

以上は、まだ地価の「算定」にとどまるものであって、地価の「決定」ではない。地価の「決定」においては、収穫量・地位等級の上からの押しつけがおこなわれている。高額地租は、「経済外的強制」によってのみ徴集可能だったのである。かくて新地租の性格は、旧封建貢租をそのまま平均的に統

一的に継承したものであり、その本質は、封建地代であると規定できる。ただ、新地租は、土地領有者への生産物地代が国家への貨幣地代に転化されたものであり、収益課税・定率賦課・金納制・統一性などの形態をとり、したがってまた、封建地代の最終形態として、その後の条件次第では、その封建的性格を解消しうる要素をふくんでいる点において、旧封建貢租と異なっている。

この新地租の封建的性格と、その解体への動きを、まざまざと表現しているのが、地租改正実施過程に勃発した農民騒動である。地租改正をめぐる農民闘争は、「押付反米」への抵抗を中心にして起った。地租改正反対闘争は、政府の地代徴収権に対抗して、みずからの土地にたいする近代的私有権を確立しようとするものであり、地租の問題を媒介にして、全人民的・全国的な運動に発展しつつあった。この地租改正反対闘争が表現しているものは、領主的土地所有廃絶の地主的コースと農民的コースの対立であった。いいかえると、それは、絶対主義の物質的基礎たるべき封建的土地所有の再編成か、農民的土地革命かという、本質的な対立に連なる闘争であった。

地租改正によって政府が確認したものは、地主的土地所有にほかならない。そして、地租改正は、新地租に封建貢租としての性格を保持させるとともに、天皇制の固有の物質的基礎である寄生地主制を確立させる出発点となった。この点で注目されるのは、地租改正で負担をましたのは、手作豪農の面をもっていた村方地主や、領主経済とむすびついていた商人地主であったが、逆に利益をえたのは、小作料率の高い先進地帯の寄生地主であった⁽⁷⁾、ことである。地租改正を機に、地主の小作支配が強化（小作料の引上げ・小作契約の緊密化）され、従来、小作支配を完全になしえなかった商人地主にたいし、政府の強力な保護があたえられた。これにひきかえ、村方地主は、多くは質地の形で漸次集積しつつあった軽租地にたいし、従来より重い地租を賦課された。しかし、彼らの保有する質地に地券を交付してその私的所有権を確保したことは、軽租地における経営発展の可能性をとぎしたこととあいまって、彼ら

を寄生地主に推転させるうえで重要な意味をもっていた。また、検査例による地価算定は、地主制未形成地の地主・小作関係を、第二則に「理念的な形」で示された地主・小作関係に改変する役割をはたした。⁽⁸⁾

しかし、地租改正の段階では、地主制はまだ制度的に確立してはいなかったし、また地主層は、全体として体制に吸引されてもいなかったし、能動的な体制支持層になってもいなかった。しかし、このことは、明治政府が、地租改正をつうじて、地主層を天皇制の体制的支持者にしようと思図し、また支持者につつあったことを否定するものではない。地租が封建貢租の継承であったことは、国家がなお領主的性格を保持していたことを意味するが、国家の領主的性格は過渡的なものにすぎなかった。全国的に地主制が未展開であり、資本主義的工業が未発達であった当時の段階では、政府は、「財政上の必要」⁽⁹⁾から、地租の封建貢租の性格を持続しなければならなかったのである。しかし、国家的土地領有と地主的土地所有とは両立しえない存在である。領有制と私有制の矛盾は、改租の終了まで、前者の優位のままで進行するが、やがて寄生地主制の発達にともなって、領有制の比重は低下していくことになる。わが国では、国際的条件に促されて、絶対主義が「早産」したため、その物質的基礎である寄生地主制の発達をみるまで、全国的な規模で土地領有制が存続し、絶対主義国家が唯一の領主であるという過渡的な時期があったのである。

以上を総括して、地租改正の性格は、「上からの農民解放」、農民的小商品生産の展開に対応するための封建的土地所有の再編成、と規定できる。明治政府は、地租改正によって、地主制に体制的基盤をもとめたのであるが、それは、資本主義世界市場の一環として、わが国経済を改革・再編するためであった。地租改正は、「地主制展開への整地作業たる意義」⁽¹⁰⁾をもっていたが、地主層の政治的成長の結果としておこなわれたものではなかった。地租改正の直接的かつ主導的な要因は、万国対峙策としての「富国強兵」の実現であり、経済的には、「殖産興業」の推進、そのための財政基盤の確立、その礎

石としての地租の確保であった。このように、対外的要因を初発の契機として土地制度の改革がおこなわれたのは、わが国の場合、絶対主義の成立過程が同時にまた世界市場への編入過程でもあったからである。かかる特殊条件のゆえに、わが国における領有制解体の過程は、西ヨーロッパの古典的絶対主義の場合とは異なった形態をとることになる。すなわち、絶対主義権力の手によって、各藩の農民経済発展の幅広い偏差にもかかわらず、廃藩置県→地租改正・秩禄処分という全国斉一的な形で、したがってまた一挙に、領有制が解体された。そして、そのことが、日本における資本主義の発展に大きく道をひらいたのである。

最後に、地租改正と秩禄処分の実施過程を概観しておく。

明治6年7月に地租改正条例が公布されながら、改租事業一斉実施の方針はまだ決まっていなかった。地租改正の実施をはばんでいたのは征韓論廟議であった。留守政府の首脳部のなかで、征韓にもっとも積極的だったのは、西郷隆盛であった。筆頭参議としての西郷は、士族の生活困窮に同情をよせながら、反面、その特権剥奪と中央政府の強化を推進しなければならない立場にあった。かくて西郷は、不平士族の関心を外にそらし、内乱を防止する政略として、征韓論を提唱した。そのほか、征韓論を主張した諸参議の考えはさまざまであったが、彼らは「征韓」の一点で結合し、「内治先決」を主張する洋行派非征韓論者と対決した。10月14日の両者の論戦開始から、23日の太政大臣代理岩倉具視の上奏と翌24日の天皇の裁可、同日の西郷の辞表提出、翌25日の板垣退助・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣の辞表提出まで、はげしい政争がくりひろげられ、非征韓派の勝利をもって結着がついた。「征韓実行論の重要な根拠が士族反乱の防止にあったとすれば、征韓反対論の重要な根拠は、激増する農民一揆の防止にあったといえよう。この点からいえば、非征韓派は、士族反乱よりも、農民一揆を重視したのである。そして征韓実行か内政充実かという形で政府首脳部を両分するほどの政争が行なわれた根底には、安易な妥協をゆるさないほどのこの時期の社会矛盾の深刻さがあっ

たのである。⁽¹¹⁾」

征韓派諸参議の下野ののち、非征韓派によって国政が運営されていった。この日、内閣の大改造を断行して、参議・卿兼任の道をひらき、大久保利通が大隈重信（参議兼大蔵卿）・伊藤博文（参議兼工部卿）を両翼にすえて新内閣を組織した。⁽¹²⁾ つづいて11月10日、内務省を設置し、大久保は、参議兼内務卿として、内政百般の実権を掌握するにいたった。そして、大久保政権は、条約改正交渉の失敗にかんがみ、当面の政治プログラムを、条約改正→富国強兵から富国強兵→条約改正へと変更した。有司専制政府にとって、「富国強兵」は、欧米列強の姿に似せて、明治国家の国内体制を形成することを意味しており、「文明開化」「殖産興業」と不可分の関係にあった。すなわち、「富国強兵」が条約改正実現のための目標であるとき、その具体的な表現は「文明開化」にもとめられ、「文明開化」は政治的には立憲制の導入、経済的には「殖産興業」＝上からの資本主義発展を意味していた。したがって、実質としての専制と形態としての立憲制とは、大久保や木戸にとって、いささかも矛盾するものではなかった。むしろ両者の統一こそが、啓蒙専制主義の具体的な姿であった。実質としての専制は、形態としての立憲制と接合され、「建国の大法はデスホチツク⁽¹³⁾」という、「独裁の憲法⁽¹⁴⁾」による立憲制の主張となるのである。そして、大久保政権は、対外的危機によって提起された国民的課題解決の必要前提として、ひたすら「富国強兵」への道を邁進していくのである。

大久保政権の成立によって、明治政府は「有司専制政府」として純化され、領有制の解体作業をすすめていく条件がうまれた。かくて12月27日、旧領主階級の抵抗を排して、華士族に家禄税を賦課し、家禄・賞典禄の奉還制度を実施した。家禄課税は、まだ一定期間、家禄の存在を前提したものであった。大隈ら大蔵省官僚は、禄制のすみやかな解消を意図しながらも、当面は租税賦課をもって満足しなければならなかった。それは、木戸をはじめ左院を中心として、禄券法的方式による領主階級に有利な家禄の有償償却をもとめ、

地租改正法の変更を主張する動きが存在していたからである。しかし、この年6月9日、「歳入出見込会計表」を発表して予算制度を採用したので、この面からも、大蔵省は税制を確立し、財政の緊縮と貨幣経済化をはからなければならなくなった。

かくて8年3月24日、内務・大蔵両省の管下に地租改正事務局を設け、「断然来明治八年同九年兩年間⁽¹⁵⁾」完了との方針のもとに、各地における改租事業の進行を督促指導していった。そして、9月7日、地租の金納化にともない、家禄・賞典禄の米禄を金禄支給に改定した。俸禄の貨幣化は、禄制の最終的処分⁽¹⁶⁾の準備完了を意味していた。そして、徴兵令により、「夫ノ士族ナル者ノ常職一時ニ解散シ復タ三民ト異ナルコトアルナシ。而シテ其禄ハ則チ依然之ヲ官廩ニ仰ク、名実相協ハス」という次第であったから、秩禄の全廃はもはや時間の問題となった。ついで、9年8月5日、金禄公債証書発行条例が公布され、華士族以下の家禄・賞典禄を廃止し、公債証書を下付することになった。ここに、旧領主階級は完全に解体され、またこれによって、廃藩置県以来、政府部内で展開されていた政治的対立にも、終止符がうたれることになった。

だが、明治9年までに全改租事業を完了という政府の計画は、ようやくその6割余を実現したところで、士族と農民の両側からの攻撃にあって変更を余儀なくされた。同年10月にあいついで起った神風連・秋月・萩の乱、翌年2月に勃発した西南戦争は、いずれも旧西南諸藩の不平士族の武力反乱であったが、その基盤はきわめて弱かった。政府部内にあって彼らの利益を代表する勢力が一掃されたうえに、とくにこの地域における秩禄処分と地租改正の進行が、彼らの経済的基礎を掘りくずしていた。事実上の郷土的土地所有が形成され、もっとも強固にその経済的基礎を温存していた薩摩士族の反乱も、全国に拡大する可能性はなく、追いつめられた者の絶望的な抵抗にすぎなかったため、その敗北は必然であった。

これに反し、9年5月の和歌山県、11月の茨城県、ことに12月の三重・愛知

・岐阜・堺の4県にまたがる地租改正反対の農民一揆は、まだ地租の本質面に反対する闘争とはいえなかったが、全国的な米価下落傾向にともなう地租負担の苛酷化によって、全国に拡大する可能性をもっていた。このあいつぐ大規模な農民騒擾に直面して改租事業は頓挫した。かくて政府は、農民の不満を緩和するため、10年1月4日、いそいで減租の詔勅を發布し、地租は地価100分の3から100分の2.5に、民費は地租の3分の1から5分の1に軽減した。この減租措置によって、改租事業が進捗したといわれる。⁽¹⁷⁾

こうして、14年6月には、全改租事業はおおむね完了し、6月30日、地租改正事務局は閉鎖した。この時点をもって、領有制は完全に解体したといえる。明治維新はあらゆる意味で完了したのである。

* 明治維新の時期区分について。

遠山茂樹教授は、「西南の役を終結は、明治維新の主体勢力であった倒幕派の政治的生命が終末したことを意味した⁽¹⁸⁾」として、「歴史的範疇としての明治維新は、天保12年(1841)の幕政改革に始り、明治10年(1877年)の西南の役をもって終る、37年間の絶対主義形成の過程である⁽¹⁹⁾」と書いている。しかし、第1節で述べたように、天保期には、絶対主義形成の客観的条件はまだ成熟していないのであり、明治維新の課題が提起されるのは、嘉永6年(1853年)のペリー来航以降のことである。もっとも、遠山教授も、岩波講座『日本歴史』の「近代史概説」では、ペリー来航から明治維新の叙述をはじめていることから考えて、旧説を変更されたものと思われる。

つぎに、明治維新の終期について。すでに石井孝教授も指摘しているように、西郷に代表される土族反対派を「明治維新の主体勢力⁽²⁰⁾」とするならば、明治維新は「下級武士革命」となるはずである。しかし、西郷ら土族反対派は、倒幕派の「鬼子」ではあっても、その「正系」ではない。「革新的武士」から絶対主義官僚に脱皮していくものこそが、倒幕派の正系である。西郷ら一般武士団＝土族は、倒幕と廃藩の過程で、軍事力の担い手なるがゆえに、倒幕派＝絶対主義官僚に利用されたにすぎない。明治5年11月28日の徴兵告諭が、このことを明瞭に語っている。したがって、西南の役をもって「倒幕派の政治的生命が終末した」とすることはできない。

明治維新の終期は、領有制の完全な解体という点に着眼するならば、地租改正事業が全国的に完了した明治14年、あるいは、その見通しがたつようになったという意味では、明治10年に、これをもとめることも可能であろう。しかし、明治維新を

「絶対主義形成の過程である」とするならば、絶対主義の成立とはすぐれて政治的な変革なのであるから、個別領主権の収束＝統一政権の成立、具体的には、廃藩置県をもって、明治維新の終期とするのが正しいように思われる。もっとも、秩禄処分・地租改正が、維新変革の当初からの課題であったのならば、10年または14年説をとらなければならないが、実際には、全国領有制の解体は、統一政権が成立したのち、対外的危機によって国内改革をうながされ、その実施過程で、農民経済発展の現状に直面して、あらたに提起されてきた課題であって、維新当初からの課題ではなかったのである。

- (1) 堀江英一『明治維新の社会構造』有斐閣、1954年、6ページ。
- (2) 丹羽邦男「地租改正と秩禄処分」岩波講座『日本歴史』近代2、151ページ。
- (3) 丹羽邦男『明治維新の土地変革』154ページ。
- (4) 明治5年2月15日付、滯米中の大久保利通・伊藤博文宛の井上馨・吉田清誠の書簡（『明治財政史』第8巻、166ページ）。
- (5) 丹羽邦男、前掲論文、158ページ。
- (6) 「地租改正方法草案」付属書類、「地ノ広狭必正サ、ルヲ得サルノ論」『松方正義文書』35（丹羽邦男、前掲書、383ページ、所引）。
- (7) 暉峻衆三「地租改正における地価算定をめぐる諸問題」宇野弘藏編『地租改正の研究』下巻、東京大学出版会、1958年、120～2ページ。
- (8) 丹羽邦男「明治維新と地租改正」古島敏雄編『日本地主制史研究』岩波書店、1958年、304～9ページ。
- (9) 藤田武夫『日本資本主義と財政』実業之日本社、1956年再版、5ページ。
- (10) 暉峻衆三、前掲論文。
- (11) 原口清『日本近代国家の形成』岩波書店、1968年、167ページ。
- (12) 明治6年5月2日、太政官職制の改正によって、あらたに正院に「内閣」がおかれ、参議が「内閣の議官」として諸立法および行政事務の当否を議判する「凡百施政の基軸」となり、名実ともに正院の中核的地位をしめるようになった。
- (13) 『木戸孝允日記』第2、453ページ（明治6年11月20日）。
- (14) 『木戸孝允文書』第8、128ページ。
- (15) 「地租改正事業完了期限ノ儀ニ付太政官ヘ伺」明治7年12月29日、大蔵省（『明治前期財政経済史料集成』第7巻、341ページ）。
- (16) 「秩禄処分沿革概要」（同上、第8巻、292ページ）。
- (17) 有尾敬重『本邦地租の沿革』日本勧業銀行毎月会、1914年、109ページ。
- (18)(19) 遠山茂樹『明治維新』335、336ページ。
- (20) 石井孝『学説批判・明治維新』378ページ。